

がんばりすと応援事業補助金 (チャレンジ支援)

新商品や観光メニューの開発に取り組まれる方を支援します。

○補助対象事業 (例) 特産品の開発・観光メニューの造成 など

○補助対象となる経費

新商品及び観光メニューの開発に係る費用など

対象経費の1/2

上限50万円

新商品開発

- ・委託料 (デザイン費・設計費・試作費・WEBページ作成費等)
- ・備品・什器の購入

観光メニュー開発

- ・施設整備費 (設備又は施設に附属する機械の購入を含む。)
- ・委託料
- ・備品・什器の購入



わからない点は
相談してぼー♪

※備品・什器等は事業目的を達成するため必須のもの。汎用性が高いもの(例 自動車、パソコン、カメラ 等)、消耗品等は対象外です。

注意

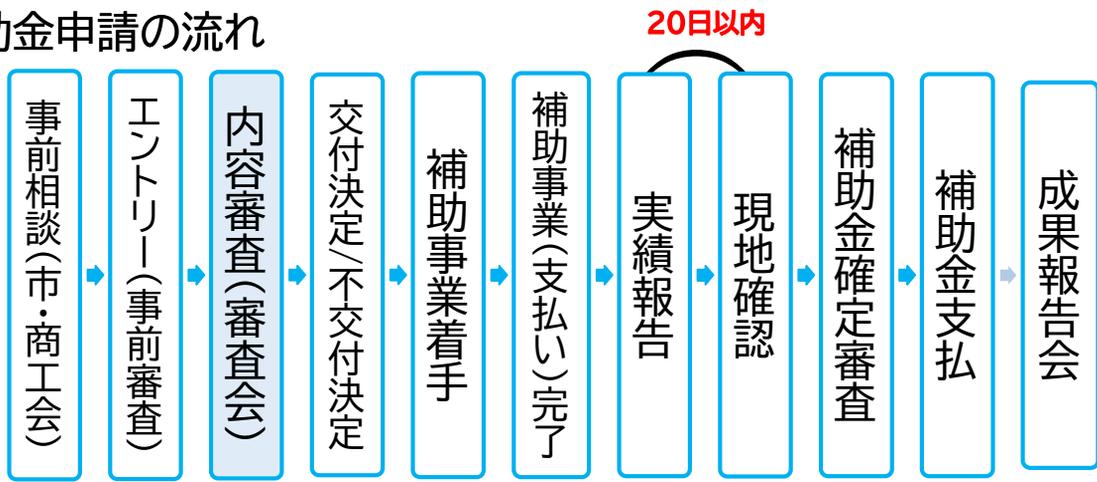
必ず着手前に補助金の申請をしてください。
着手後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります。

対象者

- 市内に事業を実施する拠点を置く中小企業者又は生産者
- 納期限の到来した市税を滞納していない者
- 各種法律、政令、省令その他の関係法令を遵守している者
- 江田島市商工会(取組の内容が観光メニューの開発である場合)にあっては、一般社団法人江田島市観光協会)に加入している者又は加入することが確実に見込まれる者
- 成果発表会を実施し、及び市が作成する広報物、市公式ウェブサイト等で公開することに同意する者

補助金申請の流れ



- ※着手後に事業内容に変更などがある場合は、変更申請が必要です。
- ※支援対象事業の完了期限は、原則として、申請年度の3月10日までです。
- ※不交付決定の場合でも、次回審査会への再チャレンジが可能です。

申請に必要な書類

必ず着手前に補助金の申請をしてください。
着手の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書(様式第1号)	・市HPからもダウンロードできます。
2	事業計画書(様式第2号)	・市HPからもダウンロードできます。
3	補助対象事業に係る見積書、設計図及び現況写真、位置図	
4	決算書	・法人のみ。直近のもの。
5	納期限の到来した市税の滞納のない証明書	
6	事業継続等誓約書(様式第3号)	・市HPからもダウンロードできます。

問合せ先

江田島市 産業部 商工観光課 商工・交流係

電話:0823-43-1632 / メール:shoukou@city.etajima.lg.jp